

**令和8年第1回七戸町議会
予算審査特別委員会
会議録（第3号）**

○招集月日 令和8年 3月 3日
○開議日時 令和8年 3月 9日 午前 9時59分
○閉会日時 令和8年 3月 9日 午後 0時24分

○出席委員（15名）

委員長	田島政義君	副委員長	小坂義貞君
委員	藤井夏子君	委員	中野正章君
委員	山本泰二君	委員	向中野幸八君
委員	二ツ森英樹君	委員	澤田公勇君
委員	工藤章君	委員	呷清悦君
委員	佐々木寿夫君	委員	瀬川左一君
委員	田嶋輝雄君	委員	三上正二君
委員	岡村茂雄君		

○欠席委員（0名）

○委員外議員（1名）

議長 附田俊仁君

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	田嶋邦貴君	副町長	仁和圭昭君
総務課長	鳥谷部慎一郎君	支所長	三上義也君
企画調整課長	田中健一君	財政課長	佐藤源太君
税務課長	高田美由紀君	町民課長	向中野洋人君
保健福祉課長	西野勝夫君	介護高齢課長	金見真樹君
こどもみらい課長	澤山晶男君	会計管理者	中村陽一君
商工観光課長	佐々木和博君	農林課長	原子保幸君
建設課長	高田博範君	上下水道課長	町屋淳一君
教育長	森田勝博君	学務課長	附田良亮君
生涯学習課長	鳥谷部伸一君	スポーツ振興課長	井上健君
国民スポーツ大会推進長	山田真太郎君	農業委員会会長	天間俊一君
農業委員会事務局長	田村教男君	代表監査委員	吉川正純君

監査委員事務局長 相馬和徳君 選挙管理委員会委員長 附田繁志君
選挙管理委員会事務局長 鳥谷部 慎一郎 君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局 長 相馬和徳君 事務局次長 町屋 さおり 君

○会議を傍聴した者（４名）

○会議の経過

○委員長（田島政義君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は15名で、定足数に達しています。

したがって、予算審査特別委員会は成立いたしました。

これより、3月6日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

本日の審査日程は、お手元に配付したとおりです。

審査に入る前に、委員長から委員の皆様をお願いいたします。

御質問の際は、質問箇所のページと予算科目をお示しの上、御質問くださるようよろしくをお願いいたします。

議案第8号令和8年度七戸町一般会計予算を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

89ページ、10款1項1目教育委員会費から、98ページ、10款3項3目学校建設費まで発言を許します。

7番委員。

○委員（澤田公勇君） 93ページ、10款1項6目1節、ここに会計年度任用職報酬という項目がありますが、先般、朝日新聞で全国の教員不足の数字が出されておりました。全国的に3,800名ちょっとというふうな中で、そのうち本県における教員不足、小学校で126名、中学校においては60名程度、この数字は全国でトップクラスです。小学校においてはトップ、中学校においては2番目の教員不足というふうなことがうたわれております。

そこで、この項目の中にある会計年度任用職員の給料のことなのですが、これで伺いたいのは、果たして当町において、この金額で小学校、中学校における教員が足りているのか、そのことについて質問いたします。答弁をお願いします。

○委員長（田島政義君） 学務課長。

○学務課長（附田良亮君） おはようございます。

澤田委員の質問にお答えいたします。

先般ありました報道の内容は、まさにそのとおりで、青森県は特にひどい状況というか、憂慮すべき事案だと思っています。

七戸町はどうなのかということで、今年度の教員の配置状況を含めて説明いたします。

まず、児童生徒の定数に対応した人数というのは確かに配置されています。ただ、学校に配置する人数というのは、その定数プラス条件を満たした場合に配置される加配という制度があります。その加配分が十分に配置されない状況で、城南小学校を除く4校はスタートしています。ですので、実質マイナススタートというのが現状です。

そして、その後、年度途中、大体夏休み中、2学期から対応できるように、県のほうで

は非常勤講師を見つけて配置してくれます。これでほぼ8割、9割、定数に達するような状況になります。それでもまだ一つぐらいはマイナス1というような状況が続くというのが現状です。

ただし、今、委員がおっしゃったように、町では町費負担教員と、町費による非常勤講師というのを採用しています。その方を配置している関係で、実質、七戸町では配置不足というのがないというのが現状となっております。

ただ、中学校では特に深刻な問題になるのが、小学校と違って教科という関係が出てきます。したがって、通常の先生が病気になった、あるいは産休に入るといったときに、小学校と違って、誰でもいいから中学校の免許というわけにはいかない。この教科の先生ということになるので、非常に補充が厳しいというのが現状になっています。

以上です。

○委員長（田島政義君） 7番委員。

○委員（澤田公勇君） 今、説明を受けまして、それなりに対応しているというふうなことですけれども、これは答弁は要らないですけれども、教育長に頑張ってもらいたいと思うのですけれども、今、県議会でもこの案件は、県のほうでも非常に重く受け止めているということで議論されているだろうということで、いろいろな県の教育の関係でも、各市町村なりの教育長を集めた中での会議、その中で教育長に頑張ってもらいたいのですけれども、やっぱり教員の配置、潤沢にできるような要望を県に一生懸命訴えてもらいたいと思います。これは要望です。答弁は要りません。

以上です。

○委員長（田島政義君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田島政義君） 次に、98ページ、10款4項1目社会教育総務費から、106ページ、10款4項8目文化財施設費まで発言を許します。

1番委員。

○委員（藤井夏子君） 99ページ、10款4項1目18節になります。生涯学習フェスティバル実行委員会補助金とあります。これについて、令和7年度にはなかった項目ですが、どのようなものなのか、内容を説明願いたいと思います。

もう一点、令和7年度の予算書と見比べましたが、項目人件費に絡む予算を除いた予算額というのが、ほぼ同じような感じと見受けました。生涯学習課のほか、公民館、図書館も含めて、令和8年度新しい事業になるものですか、目玉となるようなイベントがありましたら、ぜひ御紹介いただきたいと思います。

○委員長（田島政義君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥谷部伸一君） 藤井委員の御質問にお答えいたします。

初めに生涯学習フェスティバル実行委員会補助金でございますが、令和7年度までは、町民文化祭実行委員会補助金という項目で計上してございました。この生涯学習フェス

ティバルは、今までの町民文化祭をベースとして、内容を生涯学習課に特化したといえますか、生涯学習のほうに寄った内容を考えてございます。

一例を申し上げますと、ステージ部門、あとは展示部門についてはこれまでどおり行います。そのほか、著名な方というのですか、有名な方を講演会に呼ぶ。あとは、新たに体験ブース、ワークショップブース、健康ブースを設けたり、郷土料理教室や試食などを行いたいと考えてございます。

2点目の令和8年度の生涯学習課、あとは公民館、図書館の事業を行うに当たり、何か新しいものとか工夫したものであるということでございますが、まず生涯学習課においては、先ほど説明した生涯学習フェスティバルを開催したいということ、それと、文化財部門については、ふれあいまつりの実施方法を実行委員会形式といたしました。予算書のページで言いますと、104ページの一番下でございます。二ツ森貝塚ふれあいまつり実行委員会補助金です。ふれあいまつりは日頃から二ツ森貝塚に協力していただいているボランティアガイドの会や保存協力会の皆様の協力がなければ行えない祭りでございます。そのような方々の声と、またその協力、力を祭りに反映したくて実行委員会形式を設けて行う予定でございます。

次に公民館の事業でございますが、ページで言いますと、戻ってもらって100ページの7節報償費、講師謝礼28万円のところでございます。こちらは公民館講座の講座謝礼金です。令和7年度は計10回の公民館講座を行いました。8年度は12回に増やして行いたいと思います。その内容なのですが、7年度は子どもや親子が参加できる講座が2回ほどしか組めませんでした。8年度は12回のうち6回、子どもや親子で参加する講座を増やして行いたいと思います。

最後になります。図書館事業ですが、ページで言いますと、102ページになります。4目中央図書館費の7節報償費、講座講師謝礼3万円でございます。こちらは令和8年度、新たに図書館まつりというものを行いたいと思います。図書館は年間大体2,000人を超える方が利用しておりますが、それでも、こちらとしてはもっと利用してもらいたいということで、規模は大きくありませんが、このようなイベントで足を運ぶきっかけをつくってもらいたいということで開催する予定でございます。

以上でございます。

○委員長（田島政義君） 1番委員。

○委員（藤井夏子君） ありがとうございます。

二ツ森貝塚ふれあいまつりは、回数を重ねるにつれ、もう定番化したと言ってもいいような大きなイベントとなっていると思います。与えられたものをただこなすだけの、いわゆる主体性の薄いといえますか、そういうイベントはいずれ廃れてしまうのが常だと思います。協力してくださる方々の意見や要望をどんどん反映させていただいて、町や地域に根づいたお祭りになってほしいなと思います。

加えて、公民館講座については、人気の講座を継続してほしいという声もありますが、

一方で目新しいものを求める人というのも少なからずいるようです。親子が参加できる講座を増やしていただいたというのもすごくいい取組だと思いますので、公民館利用者や講座受講者の意見や要望が届きやすい体制というのも今後工夫してつくっていただきたいと思います。

来年度も楽しみにしております。

答弁は大丈夫です。

○委員長（田島政義君） 要望でいいですか。

○委員（藤井夏子君） 要望です。

○委員長（田島政義君） 2番委員。

○委員（中野正章君） 99ページの下の方、10款4項2目中央公民館費、中央公民館のある意味全般についてなのですが、この間、2階の会議室に行く途中に、今まで展示されていたものが何もなくなって、何か寂しいなと思ったわけですが、やはりほかの人も、下にかけてあった相撲の化粧まわし、魁輝関のものですが、あれはどうなったかとか、いろいろなものが西野のそちらに行ったのだらうと思うのですが、やはりわざわざ西野に行かなければ見られない。わざわざ行くのはかなりハードルが高いと思うのですよね。公民館のロビーとかそういう人がいっぱい集まるところに飾ってあれば、何となく待合時間に見られると。例えば、二ツ森貝塚のものもある意味そうだと思うのですが、みんなではなくて少しでもそういうのを飾ってあって、そこから、では二ツ森貝塚館に見に行こうかというふうなきっかけにもなるかと思うのですよ。だから、全くないというのも、これは非常に寂しいというか、一般の町民にとっては、かえって接する機会がゼロになるのではないかなという気はしております。どうでしょうか。

○委員長（田島政義君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥谷部伸一君） お答えいたします。

昨日たまたま中央公民館で文化協会の祭典というのがありました。文化協会が実施主体で取り組んだイベントですけれども、多くの方に来ていただきました。その際、私も公民館を改めてイベントと施設の中を見回していたのですが、おっしゃるとおり、ちょっと公民館で展示しているものが少ないなというのは昨日すごく感じました。ですので、公民館で行っている講座とか、先ほど言いました二ツ森貝塚や歴史的なものも企画展のようなもので飾っていければ、また、来た人の目を引くのかなと思いますので、そこは担当課として考えてみます。

以上でございます。

○委員長（田島政義君） よろしいですか。

13番委員。

○委員（三上正二君） 合併して20年たちました。例えば今話があったように、西野の元の学校にも置いている。それから、天間林地区の方にも置いていると思う。だけれども、さっきの2番委員が話したように、化粧まわしでも何でもあるのだけれども、そこ

から外したらどこかに置いている。その保管とかの形はどういうふうになっているのですか。

それから、お互いの長年の旧七戸町でも旧天間林村でも歴史があるわけだ。それだけ物がいっぱいあると思うのだよ。その管理とか展示の仕方を含め、どういうふうな形になっているものだろうか。教えてもらえればと思います。

○委員長（田島政義君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥谷部伸一君） お答えいたします。

最初の質問の化粧まわしは、私も把握しておりませんので、それは調べてみます。

あと、歴史的なものの管理ですけれども、七戸のものは基本、西野の民俗資料館のほうに置いております。あと、二ツ森については、二ツ森のほうに保存管理してございます。

以上でございます。

○委員長（田島政義君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 確かに学校が空いている、二ツ森もそうだし、西野も空いているけれども、そういう形で目録というのかな、ここにはこういうのがあるという形のものには整備されていないでしょ。多分そうだと思うのだよ。だから、例えば、今、中野委員が話したように、1か所にみんな集めるのは、これは無理なのです。だから、空き施設を使うのは、これはいいのだよ。ただし、ここにはこういうものという、何かこの人目につくところに、公民館でもどこでもいいのだけれども、そういう形で案内板というか、そういう形のものがあったほうがいいと思うのだけれども。例えば、盛田文庫というのが七戸支所のほうにあったとか、いろいろなことがあると思うのだよ。いろいろなところに散らばっていると思うのだよ。それをまとめられなければまとめなくていいけれども、それを何かの形で整理整頓して、目次みたいなものは考えられないものだろうか。それならできでしょ。

○委員長（田島政義君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥谷部伸一君） お答えいたします。

今、三上委員が言ったように、何がどこにあって、どれくらいあるかという、きちんとしたものが整理されて手元にあるかといえば、現在ありませんので、そういうのはこちらとしても、一度整理して、問合せがあったときでも、ここにこういうのがありますよというのを案内できるようにしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（田島政義君） 3番委員。

○委員（山本泰二君） 今あった議論の関連として、例えば中泊町ですと、展示館があって、有料ですけれども、そういう形で展示をしています。七戸にそういうところは今ないのですけれども、例えば以前にも一般質問の中で聞いて、回答いただいていると思うのですが、新しい庁舎ができたときには、七戸支所を活用してそこを展示館にするとか、そういうことができるのではないかなということがありまして、それについてお伺いしたいと

いうことと、あと一点、別の件ですが、先ほど二ツ森貝塚のふれあいまつりの話が出ましたが、これまで最初るときは冬の開催で、前は夏の開催だったわけですがけれども、七戸のイベントは冬がどうしても手薄になるということもあり、それから、貝塚のほうも冬は閉鎖ということで見ることはできないと、そういうことも含めて、冬にイベントをやったほうが盛り上がっているのではないかなと思います。その2点をお伺いしたいと思います。

○委員長（田島政義君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥谷部伸一君） 山本委員の御質問にお答えいたします。

1点目の御質問ですが、私が世界遺産対策室長の際に、庁舎が荒熊内に本決まりになって、今度いよいよ今使っている本庁舎、支所の利活用の検討になった際には、世界遺産対策室で、あそこを民俗資料館とか、あとは城跡のガイダンス施設に利用したいということ声を上げていきたいという答弁をしたと記憶しております。それは今でも担当課としては、やっぱりあの場所というのは、史跡の隣にある建物はとても魅力です。今、世界遺産の二ツ森貝塚館がございますが、なかなか会議に行っても、貝塚館、ガイダンス施設ありますよといっても、史跡から遠いのでちょっと認めてくれない意見もございます。ですので、それを考えれば、城跡の本当に隣にガイダンス施設が要望できるなと思えばすごく魅力的なので、ガイダンス施設そのほか、それと一緒に西野にある民俗資料、貴重なものがたくさんございます。それを今の支所のほうに移せたら、とても町のほうにもお客さんが足を運んでくれるのではないかなと、担当課としては思っております。ですので、担当課としてはそういう思いはまだというか、これからも声を上げていきたいと思っております。

次に冬のイベント、二ツ森のふれあいまつりについてですがけれども、課内でも冬のふれあいまつりをやろうよという話は出ています。出ていますけれども、令和7年度は国民スポーツ大会のPRとか、機運の醸成ということで夏に行いました。8年度も夏に行う予定です。理由としては、7月に青森県の炬火イベントという、各自治体から火を集めるイベントというのが県主催で行われます。七戸町ではふれあいまつりの中で火おこしとか、炬火トーチをバトン代わりにして、貝塚館と史跡公園の間をリレーするようなイベントも組んでおりますので、8年度も夏に行う予定です。ですので、9年度は冬のふれあいまつり、また、火をおこしたり、湯気の出る食べ物などを提供するようなイベントを行いたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（田島政義君） 8番委員。

○委員（工藤 章君） 105ページ、10款4項8目文化財施設費12節委託料の中の史跡七戸城跡維持管理業務委託料並びに柏葉公園等危険木伐採剪定業務委託料、これに関連してお伺いします。

まず、私のところにまたこういう話が持ち込まれました。何かといいますと、中段から

伐採されたモミの木ですね。これが当時伐採されるに当たって、木が泣いたそうです、エンエンと、切られるのが嫌だと。そして、その話を受けて、ちょっと離れたところに、その種が落ちて、幼木が当時芽を出して、今それが、この間見にいつてきたのですけれども、1.5メートルぐらいになっていると。その話を聞いたところで、私も、この雪で大丈夫かなと思って行ったら、囲いがされて、そしてネットで覆われていました。そのときに、宮司さんにお伺い立てて、これはどなたがやったのかと聞いたら、私のところでやったと。だって、これは町の管理でないのかというと、そうだけれどもと。

当時、町長は記憶にあると思うのだけれども、あなたが町長になって、町の有力な方といえますか、挨拶回りをされたと伺ったのですよ。そのとき、その宮司さんとお話しされた経緯の中で、この幼木は2代目ですかね。ほかに別な形で培養したやつもあるらしいと聞いたのですけれども、これについて、あなたが、分かったと、これについては保護するように、冬が来る前に、関係課に私が申入れしておくからと、そんな話をされたという記憶の中で、実際あなたは話したのか、話さなかったのか分からないけれども、結果的になされていないで、宮司さん側で木の囲いをやってネットで覆ったと。まず、その事実がそうであったのかどうか。

それから、木が泣いたという話なのだけれども、簡単な話で、まだ生きているから泣いたと思う、切られるのが嫌だと。当時の、あれは捉え方によっては神木という捉え方ができるのだけれども、町としてはそうではないという部分もあると思うのだけれども、事実上、500何年ですか、たっているらしいですから、当時の町の中世の時代からいけば、城があって、方角的にも本丸からいけば北東の場所に位置していると。北東の場所というのは鬼門の場所なのですね。取りあえず、町長、そのことがあったのかどうか。

○委員長（田島政義君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

今、委員おっしゃる話は私も伺った記憶があるので、これが徹底して指示できなかったことを大変反省しております。ですので、今言うように、町のほうでしっかり管理していくものであれば、今後しっかりと町のほうで対応させていただきますので、その辺のところは、また宮司さんともお話をしながら進めてまいります。

○委員長（田島政義君） 8番委員。

○委員（工藤 章君） あわせて、あの辺の状況を見れば、確かに神社側の持ち物なのか、史跡の中の木なのか、判然としないところがあるのですけれども、いずれにしても、あれは昔から、私が小学校のときはあそこの穴の中に入って遊んだ経緯も私ははっきりと覚えています。当時、私、下の学校に入ったのですよ。城南小学校が新しく建てられたときに、たしか机の蓋か何か持って移動した思いがあるのです。いずれにしても、あそこの管理は、あそこだけではなくて、ぐるっと周りも多分伐採等も小学校の子どもたちが、例えば遊んだりしたら危ない可能性がありますので。

それから、幼木については、こういった形で、今後成長を見守りながら、枝等、あるい

は雪が落ちて枝が結局折れたりするのを防ぐためには、やっぱり専門的な形と、それから日当たりもあると思うのですね。必要なら、枝等、伐採等も当然必要になってくると思います。その辺をもう少し検討してもらって、極力あの幼木は大事にして、いずれ今あるのは駆逐すると思うのです、あと10年、15年、20年すれば。だから、大切に次の世代に向けて管理してってもらいたいなと思って、こういう質問をさせていただきました。よろしいですか。要望です。

○委員長（田島政義君） ほかにありませんか。

1番委員。

○委員（藤井夏子君） 105ページ、10款4項8目文化財施設費の中に含まれると思います。先ほどお話に出ました、旧西野小学校の文化交流センターに係る予算です。それに加えて、盛田文庫を含む現在の文化交流センターの状況というのを伺います。

○委員長（田島政義君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥谷部伸一君） 藤井委員の御質問にお答えいたします。

初めに文化交流センターに係る予算ですが、ページで言いますと105ページです。8目文化財施設費の10節、光熱水費209万2,000円計上していますが、そのうち文化交流センターの電気水道料として47万9,000円を計上しております。そのほか、同じ10節になります修繕料50万円を計上しておりますが、文化交流センターの外階段のモルタル部分が欠けている箇所がありますので、その修繕料として13万7,000円を計上してございます。

もう一つございます。今度は106ページになります。14節工事請負費、60万円計上してございますが、階段の手すりの設置工事として25万3,000円を計上してございます。

次に盛田文庫を含む文化交流センターの施設の活用状況でございますが、民具や馬具などの歴史民俗資料の展示公開について、今年度、令和7年度は高齢者対象のいきいき大学、あとは学校の校外学習といたしますか、社会科の学習で足を運んでいただきました。

最後に盛田文庫の進捗状況でございます。文化交流センター2階のオープンスペースに本棚の設置が完了いたしました。現在は、閲覧できる本自体がとても古いものですから、状態のいいものを今選定して、その本棚に入れる作業を行ってございます。

以上でございます。

○委員長（田島政義君） 1番委員。

○委員（藤井夏子君） 詳しくありがとうございます。

保管させていただきになってしまっていた盛田文庫の書籍というのが、ようやく日の目を見るということで、少しずつでも着実に進めていただきましたことに感謝申し上げます。

先ほど2番の中野委員からお話ありましたアイデアもとてもいいと思います。人が放っておいても集まるようなところに、呼び水となるような目玉のものを置いておいて、やは

り立地もあって、なかなか直接足を運ぶというのが難しいところにあるものですから、そういう工夫もしていただきながら、利用者増というのを目指して行ってほしいと思います。要望です。

○委員長（田島政義君） 要望でよろしいですか。

ほかにありませんか。

9番委員。

○委員（所 清悦君） 今と同じところに関連してですけれども、先ほどそういった民俗資料なども、台帳をこれから整備して、何がどこにあるかやっていくということですが、今はそれこそDX化とか言っているので、それだけではなくて、もうついでに画像を撮って、画像で整理して、それもパソコンで見たい人が常に見られる状態にするとか、あと公民館も壁に展示するといっても、壁に全部というわけにもいかないと思うので、大きいモニターみたいなので、パソコンから数秒ごとに今まで展示していたものが画面が切り替わるようなので興味を引くようにするとか、とにかく今最新の技術をフルに使って、あと神楽とかも、本当に子どもが減ってくると傳承していくこと自体が厳しくなると思うので、いつ復活する時代が来るかは分からないけれども、やはりデータでしっかり残してほしいなと思います。

意見で終わります。

○委員長（田島政義君） ほかにございせんか。

13番。

○委員（三上正二君） これは生涯学習課だけでは無理だと思うのだけれども、例えば今、課長も話したように、これから新庁舎ができるとなれば当然空く場所ができる、七戸庁舎もそうだ。いろいろな学校もそうだ。学校も今後統合などすれば空くと思う。そうやってきたとき、今の施設の関係、それから9番委員が言ったみたいな形で、よく観光地とかに行けば、画面というか大きいモニターに出して、ぱっぱと変わる、あれも一つの方法だと、これはいいことだけれども、ただいろいろな施設、例えばここも新庁舎ができれば空くところがあります。いっぱい空きます。全体計画の中で、今の史跡とか、そういう分布している展示品を置く場所も決めなければならないと思うのだけれども、ただそれは、今のところでは大体どれくらいの形であるというのは分からないでしょ。分かる範囲で、分かる部分と分からない部分があると思うのだよ。これから整理をしていけばしていくほど、ここは必要で、ここは使わなければならないとか、分かる範囲でいいから教えてもらえれば。そんなに細かくは要らないです。

○委員長（田島政義君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田中健一君） お答えいたします。

新年度の予算に荒熊内地区開発計画第2次基本計画策定業務委託料というのを計上させてもらっていますけれども、その業務の中に荒熊内地区だけでなく、総合的に学校施設とか、今のこの本庁舎、支所の活用の仕方というのも具体的に方向性を検討していこうか

という計画もございます。

将来的に、これは可能であればということですが、令和9年度以降に国の交付金を活用して、整備の方針のほうも総合的なまちづくり計画をつくりながら、そして可能であれば、例えば先ほど言った歴史資料館といったものも交付金を活用しながら整備できないかというのでも検討していくという方向で考えてはありました。

以上でございます。

○委員長（田島政義君） 13番委員。

○委員（三上正二君） ぜひお願いします。

それで、二ツ森貝塚に関連してですけれども、ここに過疎地域持続計画、令和8年から12年までのものがあります。その中に、たしかに二ツ森貝塚が5500年前から4000年までの1500年間続いていると。これはこれでいいのです。それは分かっています。だけれども、その下のところに、七戸地域のほうでは、7000年前から2500年前までずっとあるわけです。ただ、二ツ森貝塚が世界遺産に登録された、それに文句を言っているのではないのだよ。だけれども、それは集団的にあそこにあったからこれはなったと思う。だけれども、七戸地域でいえば、膝森とかそうだし、いっぱいあるわけだ。ただ、二ツ森貝塚はずっと海に向かって行って一番端っこで、そこまでいっぱい点在しているから、二ツ森貝塚が史跡になったと思う。二ツ森貝塚はこうだけれども、七戸地域の遺跡もこういう形がずっと継続しているわけです。何かのときに二ツ森貝塚のように七戸地域の遺跡も普及するとか、何かの形を取れないものかな。どういうものだろうか。だって、実際そういうことがあったのは記録に残っているのだもの。どういうものだろうか。

○委員長（田島政義君） 生涯学習課長、分かる範囲でいいです。

○生涯学習課長（鳥谷部伸一君） お答えいたします。

七戸町の今確認されている遺跡数でいきますと、七戸地区と天間林地区と合わせて149ほどあります。七戸地区のほうは87遺跡、天間林地区のほうは62遺跡、その中で縄文に関するものは、七戸地区のほうは48か所ほど確認されております。天間林地区のほうは37か所ほど確認されております。

二ツ森貝塚だけが世界遺産になって、縄文といえば七戸の中では二ツ森になっていますけれども、数でいえば七戸地区に相当の縄文遺跡がありますので、それは何らかの形でもっと紹介できることを考えてみます。

以上でございます。

○委員長（田島政義君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 決して二ツ森貝塚が世界遺産になって七戸地域がどうしてと、そういうことを言ってひがみ根性で喋っているのではないのだよ。そういうことではなく、二ツ森貝塚はこれはこれでいい、めでたいことなのです。だけれども、そういう歴史背景の中で、こういうのが前からあったと、二ツ森貝塚は群集してあったからこういうふう

なつたと、何かの形があつてもいい気がして。

答弁は要らないです。

○委員長（田島政義君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田島政義君） 次に、106ページ、10款5項1目保健体育総務費から、114ページ、14款1項1目予備費まで発言を許します。

3番委員。

○委員（山本泰二君） 108ページ、10款5項2目12節委託料のところですが、2点お伺いしたいです。ちょっと勉強不足でお聞きしたいのが、一番上から二つ目の体育施設清掃業務委託料44万4,000円、それから真ん中辺に総合アリーナ清掃業務委託料525万4,000円、それから下から3番目、総合アリーナ特別清掃業務委託料162万5,000円とあるのですが、これは同じ清掃委託料という感じが随分金額が違います。この理由というか、そこを教えてくださいたいのが一つ。

それから、もう一つが一番下から2番目です。総合運動公園費用対効果分析業務委託料ということで、これは前年の予算では、長寿命化計画策定委託料ということで1,100万円ほど計上されておりました。この計画そのものがどういうことになっているのか。それと、その費用対効果、これはどういうものを期待しているものか、それについてお伺いしたいと思います。

○委員長（田島政義君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（井上 健君） お答えします。

1点目の質問ですけれども、体育施設清掃業務委託料については、讃道館、武道館のほうを業務委託で発注しております。

その次は、総合アリーナ清掃業務委託料525万4,000円、こちらの名前のとおり、総合アリーナの清掃業務でございます。

総合アリーナの特別清掃業務委託料についてですが、これは年に2回ほど、窓とか床とか特別に集中して掃除するための業務ということで、分けて発注しているものです。

二つ目の総合運動公園費用対効果分析業務委託料491万7,000円ですけれども、これは長寿命化を令和7年度に行いまして、それに基づいて、施設整備、これからサッカーの人工芝とか、野球場のフェンスとか、それらの事業をやるためには、この費用対効果の分析業務委託料というところをやらなければ整備の補助金が出ないというところで、令和8年度に計上したものです。

この費用対効果はどういうものかということなのですが、この近辺にどういうものがある、どういうふうに整備したらどうなるということを、詳しくまでは説明できないのですが、それを大規模公園費用対効果分析マニュアルに基づいて行うものであります。

以上です。

○委員長（田島政義君） 3番委員。

○委員（山本泰二君） 清掃業務のほうに関しては、規模が違うということで金額が随分違うという解釈でよろしいですか。

それにしてもかなり維持費がかかるということで、今朝、たまたま見たテレビで、震災復興の釜石のラグビー場は維持費が年間4,000万円かかって、収入に関しては260万円ということで、せっかく復興でつくったものが、当時はラグビー誘致で盛り上がったのですけれども、今大変な思いをしていると。それがほかのところでもそういうことになっていると。当町においても、そういった施設の維持費というのはかなりかかっていくということですので、これに関して、費用対効果、これでどれだけの効果があるのか、今後見ていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○委員長（田島政義君） 8番委員。

○委員（工藤 章君） 3番委員の質問に関連いたしまして、真ん中辺に総合アリーナ施設管理業務委託料並びに総合アリーナ清掃業務委託料、約460万円に約520万円。この委託に対してどのような団体にされているのか、会社なら会社を。

○委員長（田島政義君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（井上 健君） お答えします。これにつきましては、総合アリーナ施設管理業務委託料については、令和7年度の実績からすると、シルバー人材センター、青森みちのく警備保障のほうに委託しております。あと、総合アリーナの清掃業務委託料については、7年度は、十和田ビルサービスのほうに委託しているものです。

以上です。

○委員長（田島政義君） よろしいですか。

8番委員。

○委員（工藤 章君） 私は当選してから3年で、この総合アリーナの指定管理については、前からのいろいろな、やるやらないの話というのは全く理解していなかったのですけれども。12月議会のときに、10年前から指定管理はお願いしていると発言を受けていたのですけれども、実際はどうかのですか。

今年で2年間の業務委託が終わって、来年度からはいよいよ指定管理するのか、あるいは業務委託を継続するのか。その辺の基本的な方針は現在どうなっておりますか、町の考え方としては。

○委員長（田島政義君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。工藤委員の質問は前の議会でもそのお話が出て、この指定管理については、アリーナはまず3年間いろいろな検証をしなければならぬ。事業費がどれくらいかかるか、様々どうするのか。そして、民間に指定管理できるものについては、いろいろそれを踏まえて指定管理の方向で進んでいきたい、その旨もお話ししたと思います。

その中で、受けるところも、地元があれば地元を中心にしながら進めていくと。そういうしっかりと検証した中で、指定管理を出す場合には議会の承認が必要になりますから、そちらのほうに提案させていただきますという答弁をしたと思いますので、方向性についてはそのままであります。

○委員長（田島政義君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○委員長（田島政義君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（井上 健君） お答えします。

総合アリーナの施設管理業務委託料ですけれども、一つはシルバー人材センターのほうで随意契約でやっています、もう一つ、青森みちのく警備保障のほうも委託しているのですけれども、そちらは入札で一番安いところを取ったというところでやっています。

もう一つの総合アリーナ清掃業務委託料ですが、これも専門的なものなので、入札により一番安い札を入れてもらった十和田ビルサービスに委託したということです。

以上です。

○委員長（田島政義君） 8番委員。

○委員（工藤 章君） 随意契約という形でやっていたとありましたよね。私の理解だと、警備会社はその部分を担うから、警備会社ではないのですか。何者、入っていたのですか。例えば入札でやったほうと、それから、随意契約でやったほうは、なぜ随意契約でよかったのか。その辺の判断は。

○委員長（田島政義君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（井上 健君） お答えします。

シルバー人材センターのほうですけれども、シルバー人材センターのほうを優先的に使わなければならないというものがあっていて、シルバー人材センターは随意契約というところでやっています。

あと、総合アリーナのもう1者、青森みちのく警備保障が取ったところですが、何者入れてというところは今手元に資料がないので、その辺は後でお答えしたいと思います。

○委員長（田島政義君） 8番委員。

○委員（工藤 章君） 優先的に使わなければならないということはどういうことですか。やっぱり地元ですか。地元の方々の仕事を確保するためにやったということですか。どうなのですか。よく分からない。

これはあと1年たてば3年やって将来は様々な業務があるのです、アリーナの。いろいろなあれがあるでしょ、こればかりでなくて。そうすると、総合的に考えれば、やっぱり

指定管理という形になろうかと思うのですね。そのとき状況的には、七戸町にある業者に担ってもらいたいという格好になると思うのですけれども、その際、それにしても多分入札等になろうかと思うのですね。その辺も含めていかがですか。

○委員長（田島政義君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（井上 健君） お答えします。

シルバー人材センターの随意契約ですけれども、シルバー人材センターであれば、随意契約ができるという制度があるので、それに基づいて契約したものです。

○委員長（田島政義君） 8番委員。

○委員（工藤 章君） どういう制度ですか。そうなるでしょ。どういう制度ですか。

○委員長（田島政義君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（井上 健君） お答えします。

根拠法ですけれども、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく優先的な随意契約というのが認められているところです。

以上でございます。

○委員長（田島政義君） 分かりましたか。

13番委員。

○委員（三上正二君） 10月に国スポが終わるよね。それが終われば3年間状況を見て、それから指定管理者にだんだんにいくという形での構想でいいのですよね。そのときに指定管理という形になったら、例えば警備会社でそういう業務になれば、その指定管理を受けた人がそこに頼むことになるわけだよね。例えばシルバー人材センターもそうだけれども、その人たちを優先的にする法律があるのは分かるよ。理解はするつもり。では、その雇用を使わなければならないから価格というのは関係ないのか。何を参考にするのか、随意契約するにしても。そうでしょ。何かが、目標がなければ、こっちをやってください、分かった、何ぼでも高くても認めるよと。でも、今度は指定管理になれば、指定管理の形の中にそれが入ってくるのだよ。そのときに指定管理を受けた人が、この七戸町の中にいたシルバー人材センターでも、そういうのを優先的に使わなければならないという条項なのか、どっちなのか。話し方が悪いのか。つじつまが合わないかな。

○委員長（田島政義君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（井上 健君） お答えします。

それについては、随意契約できる金額に基づいて契約したものであります。

以上です。

○委員長（田島政義君） 13番委員。

○委員（三上正二君） それはおかしくないか。私、それは気に入らない。

単価というのはみんな基礎価格というのがあるのだよ、どこでも。だけれども、その基準になる価格というのは何を参考にしているのかということだ。よその見積りは取らないでしょ、随意契約だから。ほかと比べないでしょ。比べる必要はない、随意契約だもの。

とすれば、入札かければ安くなったり、設計価格がこうあれば、基準価格がこうあれば、別なほうは安く決めたでしょ。それはそれでいいのだよ。では、シルバー人材センターとかそういうを使うところは、その基準というのはないのかということなのだよ。何を基準にしているのか。例えばほかの入札を見ても、基本的に同じで、ほかのところの見積りを取って、それと同額でこっちに出したというのならまだ分かるよ。どんなに高くても決めてもいいという話になっていると解釈されるから言っているのだよ。分かりますか。

○委員長（田島政義君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（井上 健君） お答えします。

それについては、金額については随意契約できる金額の上限に基づいて契約しているものです。

○委員長（田島政義君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 答えになっていないでしょ。そうでないでしょ。

いいですか、例えば設計価格があるよね、工事でも何でも。それには上限がある。そのことをあなたは話しているのだよ。では、上限いっぱいやるのも、上限あっても、それから今度は入札をかけるわけだ、工事でも何でも。そうする中で、安いほうにやるでしょ。例えば警備会社をみても入札かけたでしょ。それで安いほうにやったでしょ。それだって予定価格というのは予算があるでしょ、上限が。その中で比べて安いからここに決めたと答弁しているのだよ、あなたは。だけれども、今のシルバー人材センターのことに對しては、上限があって、その最大の上限で決めてもいいよと言っているのと同じなのだよ。というのは、何も価格に対しては関係なく喋っているのと同じなのだよということだ。私の喋り方がおかしいのかな。

例えば、これから今年10月に国スポが終われば、3年間の経費がこれくらいかかるというのも出てくる。それから、今度は指定管理にだんだんと移っていくわけだ。すぐやるかどうかは別にしても。そのときに、例えば七戸町なり、ほかのほうに出して比べると思う。七戸町もあれば、他市町村になるところもあれば、それも入らないとならない。ほかのほうからもそういうところがあれば入らないとならない。だけれども、ややもすれば七戸町のシルバー人材センターみたいに、ここありきという形になればおかしくなるのだよということだ。全部それが絡んでくるから喋っているのだよ。分かるかな、私の喋り方が悪いのかな。

○委員長（田島政義君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時13分

○委員長（田島政義君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

副町長。

○副町長（仁和圭昭君） お答えします。

随意契約できる範囲として、これは地方自治法第167条第2項の条項の中にあります

けれども、シルバー等の団体は、先ほどスポーツ振興課長のほうからも答弁があったように、まず自治体としてそこを優先させることができるということでもあります。

金額については、当然ながらその範囲を超えても地元の優先等勘案しながら、見積りを1者徴した形で随意契約することができるということができます。

○委員長（田島政義君） 13番委員。

○委員（三上正二君） これから、国スポが終われば3年間の実績のデータが出てくるわけだ。それから、今度どこを指定管理にするにしても、指定管理を受けたところは、今度は自分たちが資格を持たないところはほかに頼むわけでしょ、それが何であろうとも。でも、町として指定管理をするのは、それを受けた形の中での指定管理で、今度はシルバー人材センターを使うとかどこを使おうと町は関係なくなるのだよ、指定管理を受ければ。指定管理に出すでしょ。七戸町優先なのか、他市町村が入るのか、これは別としても。とすれば、今の基準というのは、それがなければ、今、副町長が言った何ぼ高くてもいいと、地元を使うのならという形になれば、でも、指定管理を受けた人はそっちを頼むのだから、今度は随意契約ではないわけだ。そうでしょ。そうなればどうなるのか。ただ、基本的には、いや、このぐらいでこうしてやったと、その予算のはじき方は町で指定管理料を払うときには何を基準にしてやるのか。業者の見積りではないのだよね。町で直接頼んだときにはシルバー人材センターを高くても使えるわけだ。指定管理を受けたところは、今度は好きなところを使えるのだよ。そうすれば何が根拠になるのか。

令和8年度はいいのだよ。8年度はいいとしても、次が来たら、今度は指定管理に向かって動くわけだ。動いたときに、今の形を基準にして3年間見ているのだから、基準にしてやっているから、その基準は町独自でこうしてやっているでしょ。今度はそうでないでしょ。

○委員長（田島政義君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えします。

三上委員おっしゃるとおりです。指定管理に出すと、当然指定管理先が今いう清掃業務や様々な委託料を出します。だから、我々が指定管理に出すときに、しっかりとこの積算をしていきます。業務委託料幾ら、人件費幾ら、管理費幾ら、全体で幾らということになります。

先ほどのシルバー人材センターの話でも、1者だからといって見積りは取らないわけではありません。見積りはもらいます。見積りをもらった中でも、これが適正かも確認します。ですので、今おっしゃるような指定管理者が受けて、好きなように高いところに発注するとか、そういうことはない形になるものと思います。

そして、毎年年度協定というのも行います。1年やった後にどういうふうやってきたのか、どういう実績があったのか、これがなぜなのかという検証もされますので、その中でも不備な点があれば指摘することが町はできますので、何も知りませんということにもなりませんので、そういう形で指定管理を出すということになりますので、御理解をいた

だきたいと思います。

○委員長（田島政義君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 今年やれば3年間やる。その3年間の結果というのは出てくるよね。そのときには、要するに見積りを見ても、高くてもシルバー人材センターを優先して使ってきているわけだ。それは地元企業を使うので。でも、その形の中で、今度は令和9年度になれば、指定管理にするときには、それが今度は七戸町優先とか、そういう優先をつけるというのは話せるわけではないのでしょ、指定管理に出したところに。でも、そういう条項はつけてもいいのかな。

指定管理のために3年間の状態を見たでしょ。これはいいのだよ。この時は町が業務委託とかいろいろなことして、シルバーも使った、そこも使ったと、七戸の業者にこうしてやってきた、これはこれでいいのだよ。それで、3年間終わりましたと。データが出てくるよね。地元だからある程度高くてもいいやという形もあったとしても、それはいい。だけれども、指定管理を受けるときは、出しましたと、七戸町でもいいや町外でもいいや、受けましたと。その形になったときに、今までのシルバー人材センターでも、地元にある業者の人たちを使うことはできるのかということだ。できないよね。

○委員長（田島政義君） 副町長、答弁。

○副町長（仁和圭昭君） お答えします。

そういった指定管理になった場合の、いわゆる清掃業務等々の管理業務を個々にまたその管理者が発注する場合、これは要項を定めてやることもできます。いわゆる地元優先、もしくはシルバー人材センター、あとは社会福祉団体等に委託することという要件を条件つきで定めることは可能であります。

○委員長（田島政義君） 8番委員。

○委員（工藤 章君） 要するに、条件つき指定管理というニュアンスでいいのかな。例えば地元の雇用を確保するために、指定管理を受ける団体に対して、ここの部分はシルバー人材センターなり、使ってくださいよという文言を入れるか、入れないか、それは可能だということですね。

改めて、可能なのですねということです。

○委員長（田島政義君） 副町長。

○副町長（仁和圭昭君） お答えします。

可能であります。

○委員長（田島政義君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田島政義君） 以上で、歳出の質疑を終わります。

次に、歳入歳出全般にわたり発言を許します。

9番委員。

○委員（听 清悦君） 22ページ、13款使用料及び手数料1項使用料6目商工観光使

用料1節施設使用料3,466万1,000円と、歳出のほうで81ページ、7款商工費1項商工費5目駅周辺施設管理費7,431万6,000円に関する内容で、駐車場と喫茶コーナーについて伺います。

まず初めに、駐車場について伺います。

令和6年度の決算書の駐車場使用料は4,446万9,800円であったのに対して、令和7年度の予算書は3,300万円、令和8年度の予算書は3,381万円と、1,000万円以上低い見積りになっています。この差額は、どのような要因で見込んで積算しているのか。また、駐車場使用料の積算は利用台数や平均料金をどのように想定して算出しているのか伺います。

○委員長（田島政義君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐々木和博君） お答えします。

まず、駐車場使用料の積算から申し上げます。

こちらは、駅の北・南の駐車場を1日4万5,000円ずつ、計9万円と見込みまして、その365日ということで、あと、北口のほうに予約、それから定期の駐車場がございますが、そちらは月額8万円程度と見込んで積算しております。

それで、実際の収入額と予算額との差額についてですが、ここ数年については荒熊内駐車場もできましたので、そちらにどれくらい流れるか、こちらでも想定がつかなかったところから、例年どおりといたしますか、こちらの収入額で見込んでおります。当然ながら、年度途中の補正予算で歳入増を行い、最終的な決算としております。

以上です。

○委員長（田島政義君） 9番委員。

○委員（呷 清悦君） 荒熊内の駐車場に分散する可能性を見込んでということで、そうすれば総額は決算書に近い額になるのではあるかと思います。

次の質問に移ります。

観光交流センターの喫茶コーナーについて伺います。

同施設について、3月2日に関係文書を確認するために公文書開示請求をしましたがけれども、本委員会には間に合わないの、今伺います。

七戸町観光交流センター条例第4条では、観光交流センターに設置する施設が規定されています。そのうち3施設と3駐車場については、使用料が定められておりますが、待合室、自転車等保管庫、喫茶コーナーについては、使用料の定めがありません。待合室及び自転車等保管庫については、その性質上、使用料を定めないことにも一定の理解はできます。しかし、喫茶コーナーは営利活動に用いられる施設であるにもかかわらず、使用料を徴収しない取扱いとなっているように見受けられます。

そこで伺います。

まず1点目に、喫茶コーナーについて、条例で使用料を定めていなかった理由を伺います。

○委員長（田島政義君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐々木和博君） お答えします。

こちらの喫茶コーナーについて定めなかった理由ということですが、こちらは開業当時、交流センターを設置しまして、この喫茶コーナーについては、当初、業務委託なりなんなりで店舗を出すという方針だったというふうに聞き及んでおります。

以上です。

○委員長（田島政義君） 9番委員。

○委員（昀 清悦君） 次の質問に移ります。

直近の令和6年度の決算書を見ると、観光交流センター施設使用料は4万7,400円となっていたので、その根拠を探したところ、テナント募集要項に記載しているのを見つけました。年間の賃貸料は、前年度売上純利益の5～10%、初回契約時は無償とすると記載されています。

そこで2点目に、前年度売上純利益をどのような資料で確認しているのか、具体的には決算書、確定申告書、その他どの書類で確認しているのか伺います。

また、初回契約時は無償とありますが、行政財産を無償で使用させる法的根拠は何かについても伺います。

○委員長（田島政義君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐々木和博君） お答えします。

前年度売上純利益を確認する資料ですが、その事業者から提出される決算書、収支報告書により確認しております。

また、無償についてですけれども、こちらに関する法的根拠は特にございませんが、こちらの使用料については、当初、先ほども申し上げたとおり、業務委託料などをこちら町から拠出して運営をしていただきましたが、その後、そのような形ではなく、いわゆるチャレンジショップというか、まずは場所を提供して、そちらで営業をしていただくというふうな形がいいのではないかとということで、無償とすることにいたしましたと聞き及んでいます。

以上です。

○委員長（田島政義君） 9番委員。

○委員（昀 清悦君） どういう形がいいのか分からない中でスタートしながら、状況が見えてきて、少しずつ変えてきたということだと思います。

3点目に、請求金額の決定方法について伺います。

5～10%と幅を持たせた使用料を私は初めて見ましたが、実際に計算して請求するとき、どのパーセントで計算し請求額を確定させるのか。そして、そのときのパーセントは何を根拠に決定しているのか伺います。

また、参考までに、令和6年度の施設使用料は何%で計算した金額なのかと、このようなパーセントに幅を持たせた使用料を設定している施設がほかにもあるのかも伺います。

○委員長（田島政義君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐々木和博君） お答えします。

こちらのパーセントですけれども、当初、2年間の無償期間についても、毎年度収支報告、決算書の提出は受け、それを基に協議をしましてまいりました。2年たって、3年目になった時点で、当初この契約は平成31年からだったので、ちょうどコロナ禍になりまして、無償期間が過ぎた後もかなり売上が落ち込んだということがあったので、そのまま無償期間を継続しました。そのような形でやっております。

この5%～10%というのは、あちらの交流センターの収入については、どうしても変動があるため、その部分については利益などを含めた収支報告書を参考にしながら協議したいということで考えておりましたので、このような形で幅を持たせております。

令和6年度については、先ほど申し上げたとおり、無償期間の継続ということで、パーセントは設定しておりません。

このような幅を持たせた使用料を設定している施設は、商工観光課においてはありません。

以上です。

○委員長（田島政義君） 9番委員。

○委員（昕 清悦君） 使用料がどうなるか協議次第ということで、果たしてこれでいいのかということが、本当に疑問に感じます。これは今後の課題として、4点目に移ります。

喫茶コーナー運営に係る委託契約及び運営主体の変更経緯について伺います。

当該業務の委託契約期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までと私は認識しております。

また、委託先事業者については、昨年11月に事業停止及び破産手続開始決定があったと承知しております。

そこで、4点目の質問の前半の質問として、3項目を伺います。

1項目め、町は当該委託先事業者から、事業停止前に相談または報告を受けていたのか。

2項目め、相談または報告を受けていたとすれば、その時期と内容について伺います。

3項目め、あわせて、町が破産手続開始の事実を把握した時期はいつか伺います。

○委員長（田島政義君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐々木和博君） お答えします。

まず1点目、事前に相談報告を受けていたのかということですが、相談を受けておりました。

2点目、その時期と内容についてですけれども、時期は10月の下旬でした。内容については、事業を停止することになるというふうなことでした。

3点目、破産手続開始の事実を把握した時期はいつかということですが、これは本当の

10月末に近いところ、28、29日あたりだったか、すみません。はっきりした日にちが申し上げられなくて申し訳ありません。

以上です。

○委員長（田島政義君） 9番委員。

○委員（听 清悦君） 4点目の質問の後半の質問を行います。

先ほど述べた経緯の後、現在の喫茶コーナー運営体制に至るまで、町は契約上どのような整理を行ったのか、3項目に分けて伺います。

一つずつ区切って聞いていきます。

1項目めです。契約上第三者へ再委託、運営引継ぎ、または実質的な運営者変更を認める規定があるのか。あるとすれば、今回のケースは、破産した事業者による第三者へ再委託あるいは運営引継ぎ、あるいはその他、どれに該当するか伺います。

実は私も土曜日だったか行ってみましたが、ちゃんと運営はされています。委託契約した事業者が11月に破産したとしても、ほかの人が代わって運営しているということは、私も見て確認しています。まず、それについて伺います。

最初契約したところが破産したけれども、今は別な事業者が運営しています。

質問を繰り返します。契約上第三者への再委託、運営引継ぎ、または実質的な運営者変更を認める規定があるのか。あるとすれば、今回のケースは、倒産した事業者による第三者への再委託、あるいは運営引継ぎ、あるいはその他どれに該当するか伺います。

○委員長（田島政義君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐々木和博君） お答えします。

契約上での再委託、運営引継ぎ、変更を認める規定はございません。

ですので、今回は一旦契約を解除いたしました。前に契約していたところを解除しました。今回のケースは事業者から事業及び物品等について、新しい会社に譲渡されたということで新たに暫定的にそちらの事業者と契約を締結しました。

以上です。

○委員長（田島政義君） 9番委員。

○委員（听 清悦君） 町が契約した事業者との契約は、破産手続によって解約したところ、破産した契約会社が、譲渡した会社が今やっているということが手続上本当にそれでいいのかということが気になります。

次の質問です。契約の規定に従った場合、町は新たな運営主体について、資格・実績・履行能力・責任体制を確認することになっているのか。そうなっている場合、どのような資格・実績・履行能力・責任体制を確認したのか伺います。

○委員長（田島政義君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時35分

○委員長（田島政義君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

商工観光課長。

○商工観光課長（佐々木和博君） そちらの事業者から新たに譲渡の契約書だったりとか、あとは執行体制、それから商品の卸し、それから仕入れ、それから備品の確保などの確認ができました。

以上です。

○委員長（田島政義君） 9番委員。

○委員（所 清悦君） 会社が倒産するときというのは、本当に社員でも分からないぐらいぎりぎりまで、倒産しそうだという話が出る時点で取引が徐々にもうできなくなったりしかねるので、本当にぎりぎりまで経営者は頑張ろうとします。ですから、もう手続に入る直前に担当課のほうも状況を知ったというのは、これはやむを得ないと思います。

その後が問題だと思っていて、それであれば当然、どこか新しい事業者を見つけるにしても期間が短いので、休業もやむを得ないとは思うのですけれども。質問に入ります。今回のような場合、公募や再選定を行うようになっていなかったのか伺います。

○委員長（田島政義君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐々木和博君） お答えします。

今回、おっしゃるとおり、期間が少ないということであります。町としましては、また担当課としましては、あちらの喫茶コーナーについては休業期間を設けることは念頭にありませんでした。あそこは継続して運営して、お客様に不便のないようにしたいということをお大前提として、3月末までの暫定期間として営業を続けていただき、4月からの再公募、再選定に向けて事務手続を進めるということで、内部で協議して決定しました。

以上です。

○委員長（田島政義君） 9番委員。

○委員（所 清悦君） 次、5点目の質問に入ります。

令和8年4月1日から2年間のテナント募集や選定方法について、5項目に分けて伺います。

1項目めの質問です。選定時あるいは契約前に、事業者の財務状況についてどのような審査を行っていたのか。また、今回の事案を踏まえ、令和8年4月1日からのテナント募集や選定にどのように生かしたのか伺います。

○委員長（田島政義君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐々木和博君） こちらについては、1月号の広報、それからウェブサイトにおいて応募を開始いたしました。具体的には、1月19日から2月6日までに応募申請書、書類を提出してくださいということで、その中に、こちらにあった財務状況や登記簿などについて、また提案書について提出いただくように応募要項を制定しました。

以上です。

○委員長（田島政義君） 9番委員。

○委員（所 清悦君） 2項目めの質問です。募集要項の応募者の参加資格には、「応募

者は町内、町外を問わないこととする」と記載されています。これは、観光交流センターが開業して以来、変更なく継続してきたことなのか。そして、町外の法人や個人にも同時に営業する機会を与えるという意図について伺います。

○委員長（田島政義君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐々木和博君） お答えします。

こちら、町内、町外を問わないこととしたのは、今回が初めてです。理由といたしましては、前回、平成31年の募集時には3者の応募がありました。そちらは町内事業者でした。今回、町内、町外を問わないこととしたのは、応募が急であったことも含めて、町内事業者では応募者がゼロというふうな可能性も考え、そういった場合に、あちらの場所がさらに休業期間が続くというふうなことも考え、町内、町外の事業者を募集するというように決定しました。

○委員長（田島政義君） 9番委員。

○委員（呷 清悦君） 昨年10月の件は急遽ということもあってなのですけれども、前回町内の事業者が3者応募あったのであれば、今回も3者ぐらいは応募してくれるのではないのかなというふうに想定してもいいと思うのですけれども、ゼロと想定すること自体が理解できないのと、仮に商工観光課としては、町内の商工会とも連携あるわけです。もし不安であれば、商工会のほうに、来年ここの喫茶コーナー、テナントで入る人を商工会のほうでも声をかけてくれませんかとか、事前に声をかける方法があったと思うのです、4月からのものに対しては。前々からならまだしも、今回、ここをいきなり町外を含めたということが疑問に思っています。

質問に入ります。町のホームページの募集・プロポーザルのサイトを見ると、一番上に、「七戸町観光交流センターテナント募集にかかる審査結果について」が掲載されていて、その下に、「七戸町役場新庁舎建設事業に伴う業務委託公募型プロポーザルについて」が掲載されています。

役場新庁舎のほうは、審査結果として、最優秀提案者と次点提案者の名称と点数と審査講評を公開していますが、観光交流センターテナントのほうは、次点交渉者の名称がB事業者としか記載されていません。事業者名を伏せたのは、事業者からの要望だったのか伺います。

また、観光交流センターテナントでは審査講評を公開していない理由と、役場新庁舎のプロポーザルと公開基準が一致していない理由についてと、これから審査講評を公開するのかどうかについても伺います。

○委員長（田島政義君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐々木和博君） お答えします。

事業者名を伏せたのは事業者からの要望だったのかという質問ですが、要望はありません。次点をアルファベット表記にしたのは、次点交渉者の不利益を被らないためというふうに考えております。

それから、審査講評については、今回応募者は2者であったため、審査講評により次点交渉者への不利益を被らないためというふうに考えております。

また、新庁舎のプロポーザルと一致していない理由についてですが、こちらについては一致させるというふうな認識はございませんでしたといえますか、今回のテナントのケースでは、このような形での審査の内容を考えました。

以上です。

○委員長（田島政義君） 9番委員。

○委員（呷 清悦君） B事業者は商工会にも行って、計画書を見てもらったり相談し、銀行にも行って、この計画が妥当かどうか一生懸命計画書をつくったそうです。当然、テナントも選ばれる気満々で応募したのに、2点差で落選したということで、相当悔しがっているのと不満を感じているようでした。取る気で応募している以上、もし公表されたとすれば名前が上に出ると、当然運営を始めれば、その会社だとみんなに分かれるわけですから、それを当事者から聞きもしないで不利益になるだろうという、その担当職員の判断は私はちょっとおかしいと思っています。町として、同じようにちゃんと公表すればいいのに、これもやっぱり何かまずいことがあると合わせなくてもいいというふうな答弁をよく聞きますけれども、今感想を述べていると質問が終わらないので、次の用意した質問を終わらせます。

4項目めの質問です。結果的に町内の事業者が町外も町外、東京都の事業者に僅か2点差で負けたわけですが、地元で実績があるB事業者が東京都の事業者に負けた点に特に興味・関心が湧いたため、審査項目と配点についても調べてみました。

審査項目及び審査基準について伺います。

審査項目が事業内容で30点中10点の配点に、「客層を把握したメニュー構成であるか」という審査内容と、審査項目が継続性で30点中10点の配点に、「七戸産の利用割合や地元事業者からの仕入れや協力が得られているか」に関して伺います。

町内のB事業者は、地元の事業者からの仕入れや協力が得られていることも、町内でどんなメニューを販売しているかも私は分かりますが、選ばれた東京の事業者については名前を初めて聞く会社でもあり、地元事業者から仕入れているかどうかや、どこで何を販売しているのかも全く分かりません。

そこで伺います。

これらの審査内容を審査する上で、どのような書類を提出させ審査したのか伺います。また、メニューや仕入れ先については、これまでの実績で評価したのか、これからの計画で評価したのか、あるいはその両方で評価したのか伺います。

○委員長（田島政義君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時46分

○委員長（田島政義君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

商工観光課長。

○商工観光課長（佐々木和博君） こちらの最終的な審査内容を審査する上で、どのような書類を提出させたかということですが、こちらは応募書類によって提案書、また、さらに収支計画書、それから法人の決算書などを提出していただいております。

メニューや仕入れ先については、これまでの実績、これからの計画ということにありますが、提案書で確認をしております。ちなみに、私も審査員でしたので、他の審査員とは別に私の審査の内容ですが、これまでの実績及びこれからの計画で評価しました。

以上です。

○委員長（田島政義君） 9番委員。

○委員（岨 清悦君） 一通り伺いました。

あとは、開示請求した文書を見て、もっと自分なりにしっかり確認していきたいと思えます。

今はこれで終わります。

○委員長（田島政義君） 8番委員。

○委員（工藤 章君） 9番委員の意見に同調するつもりはないのですけれども、要するに最初からこの業者ありきだったのではないですかという部分がちらちらと思いつかぶのですが、それはなかったのですか。そこなのですよ。最初からもうそこでいいのだというような形で決められたのではないですかというのが本質にあると思うのだけれども、その辺はいかがなのですか。

○委員長（田島政義君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐々木和博君） こちらについては、ホームページ及び広報で募集しておりましたので、2者以上の応募があるというふうなことを前提に考えておりました。

以上です。

○委員長（田島政義君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 例えば一番最初のスタートのときは、入る人がいないスタートアップ事業と同じなわけだ。だから、無料でも出させたわけだ。9番委員が言うとおりに、頑張ってもどうにもならなくなったと。そうすれば、何日もないうちにやめるわけだ。でも、あそこを閉鎖するわけにいかなかったでしょう。継続したいと、そういう流れだと思うのです。だから、あそこを閉めるわけにいかない、利用者が一番先だから、その部分については、あなたの判断は、私はいいと思う。ただ、一番懸念されるのは、その一定期間はそれでいいのだけれども、公募すれば時間がかかるし、閉めるわけにはいかないから、それは逆にやめた人が気を遣ってくれたから、これはかえってありがたいと感謝すべきだと思う。だけれども、ただ、それが次に受け継ぐときに、別な人が来たときに、その絡みのところがしっかりしていなければこういうふうになるのだよ。だから、あなたがやったことはいいことと、もう一つは、その思いがやってくれたからありがたいという思いが入っていれば、公私混同したと疑われるだけなのだよ。だから、私は、基本的に

そういうこともこれから気をつければいいので、やった形は、私は決してあなたは間違っていないと思います。

以上。

○委員長（田島政義君） 2番委員。

○委員（中野正章君） 50ページ、2款総務費1項総務管理費19目庁舎建設事業費、庁舎建設に関して、建設費がかなり高騰しているということを聞きました。これについて、やはり聞いておかなければいけないなと思って質問します。

たった3か月前の12月3日に、ここで業者からの説明で建設単価が平米単価58.5万円。それがたった3か月たったこの間、その平米単価が最大87.4万円まで来年4月に上がる可能性がある。これをどのように行政サイドは考えているのか。

やはり早急に財政シミュレーションを出して、これは必ずしも建設ありきではないと思うのですよ。これまでの議論では、トータル31億円という前提の下に話が進められてきたわけで、考えれば、上がるのは当然ですけれども、そちらに話がいかなかったこと自体も不思議ですけれども、たった3か月でこういう現状が出ている。これは事実です。これについてどう町のトップは考えるか。私はやはり町長の一番の主眼である次世代へつながる町政、それを踏まえて、何がベストかということを知りたいと思います。

○委員長（田島政義君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

この庁舎の建設につきましては、議員の皆様にもいろいろ御説明したとおりで、私もこの動きにつきましてはちょっと驚きを示したのは事実でありますけれども、今言っているいろいろな形の中で、皆さんとこれから工夫をしていく中で、どういうものをつくっていくのか。平米数の小ささも一つ、それから立派なものというよりはしっかりとしたもの、利用可能なものをつくっていくのだと。その一方で、庁舎ができることによったまちづくりもまた進んでいく、これもまたしかりだと思っています。そういうのを総合的に考えた中で、町は進めていきたいと思っておりますので、今、委員おっしゃるとおり、高騰の心配はありますけれども、それをしっかりと押さえながら、また皆さんとともに、そのシミュレーションのほうも一回できましたら、そういうのも含めた中でも協議をしながら進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○委員長（田島政義君） 2番委員。

○委員（中野正章君） そのシミュレーションをいつまでにつくって、その協議をいつやるか、それはきちんと示してもらいたいと思います。お願いします。

○委員長（田島政義君） 要望ですか。

○委員（中野正章君） 示してください。

○委員長（田島政義君） 財政課長。

○財政課長（佐藤源太君） お答えいたします。

今、建設予定地の場所で地質調査を行っております。こちらの業務が終わったあたり、

時期的には令和8年5月から6月ぐらいになると思いますけれども、そのあたりに概算事業費としてまた改めて御説明したいと思います。

なお、その際に財政に対する影響についても、資料を示して御説明したいと思っております。

以上です。

○委員長（田島政義君） 9番委員。

○委員（所 清悦君） 全体的なことについて伺います。

人口減少が当町の最重要課題であるとの認識に基づいた予算編成となっているのかということと、全国はともかく青森県内に移住を検討している方々に対して、当町が青森県内で最も魅力的な自治体の一つであるとアピールできる水準まで、施策の充実と必要な予算の確保が図られていると、この令和8年度の予算案では認識しているのか伺います。

○委員長（田島政義君） 町長に答弁を求めますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

町長。

○町長（田嶋邦貴君） 今の所委員の質問にお答えします。

まず、人口減少を最優先課題とした予算編成になっているか、これは当然のことです。出生から、子どもの教育から、移住・定住を含めた予算をしっかりと組んでおります。

それから二つ目、魅力あるものをもっと発信していかなければということの中で、町にはいい魅力がたくさんあるのですけれども、これは私のほうも、この発信をよりよくするところがちょっと弱いというのは、そう思っているので、これをしっかりとまず発信すること。それから、魅力というのは、一つだけではなくて、子育て支援もあれば、教育も子育て環境も住まいも、それから交通の要所と、こういう全ての七戸町のよさというところを含めたものの魅力をアピールしていきたい、そう思っております。

以上です。

○委員長（田島政義君） 9番委員。

○委員（所 清悦君） 人口ビジョンに出生数の増加、転出数の抑制、転入数の増加に総合的に取り組み、年間30人の子どもの数を増やしていくという目標を掲げています。

一つ目、出生数の増加、二つ目、転出数の抑制、三つ目、転入数の増加、この三つの方策、それぞれについて、令和8年度の予算において、計画している事業の名称と予算額、また、それぞれの合計額は幾らとなっているかですけれども、時間の関係上、事業の名称はこれは後で個別に聞きに行きます。それぞれ三つの予算の合計額だけでもいいので伺います。

○委員長（田島政義君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田中健一君） お答えいたします。

総合戦略に掲げる四つの政策分野に関連する事業費を急遽集計しましたので、漏れがあるかもしれませんが、御了承いただきたいと思います。

今おっしゃいました三つの合計額ということでお答えいたします。合計で2億9,969万9,000円となります。

以上でございます。

○委員長（田島政義君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田島政義君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「あり」と呼ぶ者あり）

○委員長（田島政義君） 討論がありますので、これより討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

9番委員。

○委員（唸 清悦君） 令和8年度七戸町一般会計予算案に反対します。

その主な理由は、当町の最重要課題である人口減少対策が十分とは言えない中で、役場新庁舎建設を優先する内容となっているからです。

まず、人口減少の現状を見てみます。人口減少率の低さでは、上十三地域では9市町村中最下位です。また、直近5年間の人口1,000人当たりの平均年間出生者数では、上十三地域では8位で下から2番目です。第1次及び第2次七戸町長期総合計画を上位計画と位置づけ、20年間にわたり予算編成を行ってきた結果が現在の状況です。

この結果を見れば、長期総合計画も予算編成も、これまで以上に厳しく見直す必要があったと考えます。このままの延長線上で10年後を考えると、人口は1万人弱まで減少する可能性があります。特に二十歳から39歳までの女性の転出が進み、出生数もさらに減少していくことでしょう。その結果、子どもたちが多くの友達と交流する機会は減り、スポーツや文化活動の環境も限られていきます。

一方で、道路や上下水道、公共施設を維持するための町民1人当たりの負担は増えていきます。

また、人口減少は地域の商業にも大きな影響を与えます。全国各地では大型店舗からテナントが撤退し、新しいテナントが入らない状況が広がっています。その兆候は当町でも見え始めています。

このような状況の中で、荒熊内地区に役場新庁舎が完成したとしても、それによって人口が増えるとは考えにくいと思います。むしろ、人口減少対策に充てることのできる予算が薄くなり、人口減少をさらに加速させる可能性があります。

その結果、地域の商業環境はさらに厳しくなり、公立七戸病院や県立七戸高校の統廃合の議論が早まる可能性も懸念されます。

人口減少の要因は、若者の進学や就職による転出だけではなく、子どもの進学や就職に合わせて、親世代も町外へ移住するケースも増える可能性があります。

さらに、当町には高い給与を支払える大企業も多くありません。長年、町内で事業を続け、最盛期には売上5億円を超えていた企業でさえ倒産が続き、地域の雇用力も弱くなっています。

このような状況の中で、本来であれば人口減少対策にできる限り予算を振り向けるべき局面にあります。しかし、まだ使用可能な庁舎を使い続けるという選択をせず、人口減少対策や行政サービスの予算を削ってまで新庁舎建設の財源を確保しようとする姿勢は、移住先として選ばれにくい自治体になる原因になりかねないと考えます。

令和7年は、AI元年とも言われ、AIが急速に普及した年でした。私自身も中古の5万円のパソコンを使い、隙間時間に情報収集を行い、AIによる分析も参考に検討しました。その結果、役場新庁舎建設は人口減少を加速させる可能性があるという結論に至りました。

役場にはより多くのデータと分析環境があります。本気で分析すれば、私が一般的なデータを基にAIで試算した以上に精度の高い結果が得られるはずですが、その本気度が十分感じられないことを残念に思います。

町長は替わりましたが、令和8年度の予算案はこれまでの予算案とほとんど変わっていないように思います。また、この調子であれば長期総合計画や予算編成の方向性もすぐに大きく変わるとは思えません。

数学に例えれば、基礎となる足し算や引き算を間違えると、その先の難しい問題は解けません。今の七戸町は基本的な判断で誤りを指摘されながらも、そのまま進めようとしているように見えます。

令和8年度予算案だけの問題であればよいですが、第3次長期総合計画の下で編成される今後10年間の予算についても、賛成できる内容の予算案が出てこないのではないかと懸念を持っています。

最後に申し上げます。

今、七戸町に最も必要なのは、人口減少を食い止めるための政策です。しかし、この予算案は、その最重要課題よりも役場新庁舎建設を優先している内容となっています。人口減少対策に本気で取り組むのであれば、今優先すべき予算の使い方は別にあるはずです。

将来の七戸町の姿を考えたとき、この予算案には賛成することはできません。

以上の理由から、令和8年度七戸町一般会計予算案に反対することを表明し、私の反対討論といたします。

○委員長（田島政義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番委員。

○委員（三上正二君） 本案に賛成する立場から意見を述べます。

これは町長もよく考えてみてください。9番委員はいろいろなことを言っていますよ。いいことも言っています。でも、9番委員、あなたの場合は、本案に反対ということは全ての案件に反対ですよ。いいことを言っても、全ての案件にあなたは基本的に反対なので

すよ。逆に要望とかいろいろないい意見もあったけれども、全てのもの、それすらも自分自身の話をしたことも反対ということ、十分に町長は認識して執行してください。

いろいろな意見があるのは、それはいいのです。あってもそれはいいと思います。だから、あなたがさっき言ったのでも、支持もするし、これはこれでいいよと言いました。だけれども、よく考えてください。最終的に土壇場になって、全ての案にあなたは反対しているのです、自分の言ったことにも。それを認識してください。

以上で終わります。

○委員長（田島政義君） ほかに討論はありませんか。8番委員。

○委員（工藤 章君） 急に賛成討論という準備ができておりませんでしたけれども、先ほどの9番委員の発言は、あくまでも新庁舎建設に反対するための理由に特化したような形で、人口減少を言っているような感じがしました。

他方、人口減少対策については、予算書案の中においてたくさん努力されております。非常に現場ではいろいろな政策をやっています。しかし、いかんせん、国も県も町も、これを食い止めるすべがないのですよ。それでもやっぱりいろいろな形で努力されている。それはやっぱり評価してあげないと。その中で、恐らく皆さんは悩んでいると思います。財政的に大丈夫なのか。それでも何とか工夫して、庁舎だけは建設しようじゃないかと。そういう思いはたくさんあると思います。ですから、暗に人口減少対策がなされないから、自分の思いは届いていないということで、この庁舎建設は駄目だというのは、まして論外です。私はそう思いますので、改めてこの予算案には賛成いたします。

以上です。

○委員長（田島政義君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田島政義君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案の採決は、起立採決とします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（田島政義君） 着席ください。

起立多数です。

したがいまして、議案第8号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 0時17分

○委員長（田島政義君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

次に、議案第9号令和8年度七戸町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

質疑は事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

134ページから137ページまでの歳入全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田島政義君) 次に、138ページから144ページまでの歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田島政義君) 次に、歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田島政義君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田島政義君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田島政義君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号令和8年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

質疑は事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

158ページから162ページまでの歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田島政義君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田島政義君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田島政義君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号令和8年度七戸町介護保険特別会計予算を議題とします。

質疑は事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

178ページから181ページまでの歳入全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田島政義君) 次に、182ページから192ページまでの歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田島政義君) 次に、歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田島政義君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田島政義君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田島政義君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号令和8年度七戸町介護サービス事業特別会計予算を議題とします。

質疑は事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

206ページから208ページまでの歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田島政義君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田島政義君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田島政義君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号令和8年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算を議題とします。

質疑は事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

218ページから219ページまでの歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田島政義君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田島政義君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田島政義君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号令和8年度七戸町水道事業会計予算を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

223ページから245ページまでの水道事業会計予算全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田島政義君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田島政義君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田島政義君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号令和8年度七戸町下水道事業会計予算を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

249ページから271ページまでの下水道事業会計予算全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田島政義君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田島政義君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田島政義君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託された事件は全て議了いたしました。

お諮りします。

本委員会の報告書の作成等は、委員長に一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田島政義君) 御異議がありませんので、報告書の作成等は、委員長に一任することに決定いたしました。

これをもって、予算審査特別委員会を閉会いたします。

以上で、私の職務は終わりました。

御協力、ありがとうございました。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 0時24分

以上の会議録は、事務局長相馬和徳の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和8年3月9日

予算審査特別委員会
委員長